⑹　手続における交渉の意図の有無　無
⑺　契約書の作成の要否　要
⑻　本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑾　技術提案資料等の内容のヒアリング　原則として行わない。なお、ヒアリングの必要が生じた場合は別途通知する。
⑿　施工体制確認のヒアリング　入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）に関し、ヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。
⒀　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事であり、詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Ryotaro Oba, Director of the Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the building for Kitchen and Auditorium facilities of the Shizuoka Prison
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 17 : 00　2 September 2011
⑸　Time-limit for the submission of tenders : 15 : 00　1 November 2011 (tenders submitted by mail should be reached before 15 : 00　1 November 2011, only registered mail is acceptable)
⑹　Contact point for tendering documentation : Accounting Section, Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100―8977, Japan, Tel 03―3580―4111 (ext 2249, 2265)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年８月23日
支出負担行為担当官
北海道開発局札幌開発建設部長　柳屋　圭吾
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発札幌第15号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　一般国道337号当別町札幌大橋Ｒ Ａ橋上部工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　北海道石狩郡当別町
⑷　工事内容
工事延長　Ｌ＝300m
橋梁形式　札幌大橋橋長（幅員）：Ｌ＝982.5m（Ｗ＝10.45m）
うちＲＡ橋（側橋梁（当別側））
４径間連続合成床版鈑桁橋
橋長　ＲＡ橋：Ｌ＝287.4m
支間割長：Ｌ＝72.7ｍ＋72.5ｍ＋68.5m＋72.0m
鋼橋上部工　工場製作工（主構造）：Ｗ＝958ｔ
工場製作工（付属構造）：Ｗ＝74ｔ
床版工　合成床版パネル：Ａ＝1,500㎡
橋梁付属物工　支承工：Ｎ＝９基
落橋防止装置工：Ｎ＝10組
塗装工　工場塗装：Ａ＝9,100㎡
現場塗装：Ａ＝790㎡
輸送工　Ｎ＝１式
架設工　クレーンベント工法：Ｎ＝１式
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成25年11月14日まで。
⑹　使用する主要な資機材
・鋼材　Ｗ＝1,032ｔ
・支承　Ｎ＝９基
・落橋防止装置　Ｎ＝10組
⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
⑻　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。
⑽　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
⑾　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施に当たっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
総価契約単価合意方式の実施に当たっては、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。
なお、協議開始から14日以内に「単価個別合意方式」による単価合意が成立しなかった場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
⑿　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

2　競争参加資格
次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする経常建設共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　北海道開発局における工事区分「鋼橋上部」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成８年度以降に、下記アからウの要件を満たす製作及び架設の工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が上記の施工実績を有することとし、その他の構成員については、次のア、イの要件を満たす製作及び架設の工事を元請として施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ア　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。
イ　橋梁形式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。
ウ　最大支間長が25m以上であること。
ただし、アからウは同一工事であること。